

新型コロナウイルスワクチン接種に関する情報

(5月18日現在)

4回目接種(追加接種)が 始まりました

4回目のワクチン接種を実施しています。新型コロナウイルス感染症による重症化を防ぐため、対象者には接種をお勧めします。

- ▼対象 ①60歳以上の人②18～59歳で基礎疾患を有する人または重症化リスクが高いと医師が認める人。
- ▼接種券発送日など 右の表の通り。

ワクチン接種は予約WEBサイト^{URL1}から
予約してください

- ▼その他 予約は、WEB予約の他、コールセンターでも受け付けています。



▲予約WEB
サイト

ワクチン接種の電話予約や問い合わせはこちらへ

宇都宮市新型コロナ
ワクチン接種コールセンター

☎0120(611)287(通話料無料)

※お掛け間違いにご注意ください。

- ▼対応時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝休日を含む毎日)。

3回目を 接種した時期	接種券 発送日	予約枠の 公開日
1月15～21日	6月 6日	6月10日
1月22～28日	6月13日	6月17日
1月29日～2月5日	6月20日	6月24日
2月 6～12日	6月27日	7月 1日
2月13～19日	7月 4日	7月 8日
2月20～26日	7月11日	7月15日
2月27日～3月3日	7月18日	7月22日

※1 接種間隔は3回目接種から5カ月以上経過後です。上記以降も順次「接種券」を発送し、予約枠を公開します。

※2 本市では、重症化リスクの高い人が早期に円滑に接種できるよう、「3回目接種を受けたすべての人」に4回目の「接種券」を発送します。このため、接種対象者以外の人にも「接種券」が届きますのでご注意ください。詳しくは、「接種券」に同封される案内などをご覧ください。

なお、接種対象者の範囲は、国において検討中のため、変更になる可能性もありますので、「接種券」は大切に保管してください。

3回目接種に関する情報

3回目接種の接種間隔が 変更になりました

ID 1026339

問 宇都宮市新型コロナワクチン接種
コールセンター☎0120(611)287

3回目の接種間隔は、2回目接種から「6カ月以上経過後」となっていますが、法令改正により、「5カ月以上経過後」に変更となりました。

接種を希望する人は、引き続き接種ができますので、早期の接種をお願いします。

詳しくは、市☎をご覧ください。宇都宮市新型コロナワクチン接種コールセンターへお問い合わせください。



▲市☎

3回目接種者を対象に 抽選で商品を贈呈する キャンペーンを実施します

ID 1029314

問 コロナワクチン対策室☎(622)1171

40代以下の3回目接種率が低く、感染者数が多くなっていることから、早期の接種率向上を図り、社会経済活動への影響を最小限にするため、3回目接種者を対象に、抽選でイベントチケットや農産物などを贈呈するキャンペーンを実施します。

▼対象 6月19日までに3回目接種を受けた、12～49歳で3回目接種時に本市に住民票がある人。

▼応募期間 6月30日まで。

▼その他 応募方法など、詳しくは、市☎をご覧ください。



▲市☎

新型コロナウイルス感染症に関する 支援制度

(5月18日現在)

栃木県の新規感染者数は高止まりを続けています。感染が再拡大しないよう、引き続き、感染対策の徹底(下の記事参照)をお願いします。

ここからは、新型コロナウイルス感染症に関する支援制度などをご紹介します。ぜひご活用ください。

申請期限が再延長されました

生活困窮者自立支援金

ID 1027314

宇都宮市自立支援金コールセンター ☎(632)5360

■対象

- ▼初回 生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金・総合資金の特例貸付が終了、または利用できない世帯。
- ▼再支給 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の受給期間が終了した世帯。支給には収

入・資産・就労活動などの条件があります。

■金額(月額) 単身世帯=6万円、2人世帯=8万円、3人以上の世帯=10万円。支給条件あり。

■支給期間 初回、再支給とも最大3カ月。

■申請期限 8月31日(消印有効)。



▲市HP

ID 1023257

介護保険料の減免

高齢福祉課 ☎(632)2907

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる世帯の介護保険料が、申請により減免となる場合があります。

詳しくは、高齢福祉課へお問い合わせください。



▲市HP

ID 1023292

国民健康保険傷病手当金

保険年金課 ☎(632)2316

▼対象 国民健康保険に加入している被用者(会社などに勤め給与収入のある人)のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した人、または発熱などの症状があり感染が疑われるため会社などを休み、給与収入が減少した人。

▼支給期間 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日。

▼申請期限 労務に服することができなくなった日の翌日から2年間。



▲市HP



新型コロナウイルス感染症対策に加えて熱中症予防も



だんだんと夏に近づく6月は、新型コロナウイルス感染症に加えて、熱中症にも注意が必要です。正しい知識を身に付けて、感染症対策・熱中症予防を行いましょう。

■新型コロナウイルス感染症を予防しよう

保健予防課 ☎(626)1114

- ▼長時間の飲食、マスク無しでの会話に十分注意しましょう。
- ▼こまめに手洗いや手指消毒を行いましょう。
- ▼風の流れることができるよう、2方向の窓を開けて換気をするなど、効果的な換気を正しく行いましょう。
- ▼免疫力を高めるため、十分な休養とバランスの取れた食事を心掛け、適度な運動をしましょう。
- ▼発熱や風邪の症状があるときは、無理せず仕事を休みましょう。

■熱中症を予防しよう

健康増進課 ☎(626)1126

- ▼夏本番を迎える前に、エアコンの試運転を行い、不具合がないか確認しておきましょう。
- ▼気温・湿度が高い中でのマスクの着用に注意しましょう。
- ▼エアコン・扇風機を上手に使い、小まめな温度調節をしましょう。
- ▼すだれや緑のカーテンを使い、窓から射し込む日射を遮りましょう。
- ▼のどが渇く前に、小まめに水分を補給をしましょう。

新型コロナウイルス感染症対策



▲県HP URL2



▲厚生労働省HP URL3

熱中症予防



▲市HP